

令和6年度 J R桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業

共同体協定書

(目的)

第1条 当共同体は、令和6年度 J R桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業を共同連帯して履行することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同体は、\_\_\_\_\_共同体と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 本協定の有効期間は、\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日から\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日とする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 \_\_\_\_\_

称号又は名称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

称号又は名称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

称号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(業務の役割分担及び活動割合)

第7条 各構成員の業務の分担及び活動割合は次のとおりとする。

(別紙1裏)

業務名 \_\_\_\_\_ 構成員名 \_\_\_\_\_ (割合) \_\_\_\_\_

業務名 \_\_\_\_\_ 構成員名 \_\_\_\_\_ (割合) \_\_\_\_\_

業務名 \_\_\_\_\_ 構成員名 \_\_\_\_\_ (割合) \_\_\_\_\_

(構成員の連帯責任)

第8条 当共同体は、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、当共同体の構成員は、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第9条 本協定に定めのない事項については、構成員が協議の上定めるものとする。

\_\_\_\_\_ほか \_\_\_\_\_社は、上記のとおり本協定を締結したので、その証としてこの協定書 \_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持する。

令和 年 月 日

代表者 会社・団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

会社・団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

会社・団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_